

THE AMERICAS TODAY



天理大学アメリカス学会ニューズレター

NO. 82

2020年6月

Special to the Newsletter

排外主義、トランプ現象、そして人類の危機

山倉 明弘

「外国人は対象外にしてほしい」

世間で「政権の迷走」と評されている現金10万円一律給付の突然の決定について、ネット上に様々な評価や反応が表われているが、その中に気になるものがある。コロナウイルス感染症により人類が体験したことのない事態が発生していて、今ほど人類の協調と一致団結が必要とされているときにはないと思われるこの危機的状況の中、社会の分断を招きかねない排外主義的言動が現れていることである。米国のトランプ大統領は、世界保健機構（WHO）への供出金の一時停止や感染症を抑え込むための民主党の州知事による経済活動自粛要請に対する非難など、11月の大統領選選挙を意識した危ない言動を繰り返している。わが国では、NPO法人ほっとプラス理事藤田孝典氏によると、現金10万円一律給付に対し「生活保護受給者は配布する必要ない」、「年金や貯金のある高齢者には必要ない」、「金持ちは給付を辞退しろ」などの議論に加えて、「外国人は対象外にしてほしい」という声が出ているという¹。

藤田氏はこれを「かなり残念な反応」と評しているが、アメリカ史研究の立場から見ると、トランプ大統領の言動に見られるように、この排外主義は日本だけでなく、アメリカでもごくありふれた現象である。日本人の間では、アメリカの人種差別は非常によく知られていて、アメリカで見られる分断を煽る言動や排外主義については、わざわざ歴史家に説明してもらってもないと思う人々が多いのではないと思われる。しかし、アメリカの排外主義の根っこに存在する人種主義は、実はアメリカの歴史そのもので、ひとりドナルド・トランプの言動が引き起こしているものではない。排外主義と分断を煽るトランプ現象は、現在のアメリカの排外主義を産みだしているのではなく、排外主義の産物の一部に過ぎない。

排外主義や人種主義は、ドナルド・トランプが発案したものではないし、彼が流行させたものでもない。それらは建国以前から存在していたもので建国期に劇的に顕在化した。ドナルド・トランプが共和党大統領候補指名獲得を目指して選挙運動を展開していた2015年8月下旬、『ワシントンポスト』のコラムニスト、キャサリン・ラムペルは、露骨な移民排斥の発言を繰り返していたトランプばかりでなく、移民の子供であり、自らの家族が移民を受け入れた国の恩恵を受けて来たはずの有力な共和党の政治家たちまでがトランプに対抗して、「制御できない外

国人の侵略」を非難していたと指摘する²。

ラムペルはまた、こうした排外主義と反移民的敵意は建国の父祖として長年アメリカ人の尊敬の対象である人々の発言に顕著であるとして、ベンジャミン・フランクリン（建国当時から長老的政治家）、アレグザンダー・ハミルトン（米国財政・金融制度の創設者）、トーマス・ジェファソン（独立宣言の起草者にして第3大統領としてルイジアナ購入という領土拡張に貢献した政治家）といった建国の父祖たちの激しい反移民的発言を引用した。たとえばフランクリンにとっては、スウェーデン人、フランス人、ドイツ人でさえ十全たる白人ではなく、彼らが新生共和国へ押し寄せてくる危険性を警告していた³。

誰をアメリカ人として認めるか

これら建国の父祖たちが絶大な影響力を維持していた1790年に米国議会が制定した米国初の帰化法に、この排外主義が反映されたのは当然と言えよう。1790年帰化法は、だれをアメリカ市民とするかを連邦政府が決定することを宣言し、そのアメリカ市民の資格として「白人」であることを規定した。この帰化法を審議した議員たちは、帰化資格を得るための米国居住年数を最低1年から2年にすべきかどうか、ユダヤ人やカトリック教徒には帰化の資格があるか、新参者を受け入れるために政治的「保護観察期間」を設けるべきか、また新参者が政治的官職へ就く権利に制限を加えるべきかを検討し、また、外国人の土地の所有と相続、および他国からやって来た君主主義者、元貴族、犯罪者などからの脅威など、様々な点を議論したというが、帰化市民権を「白人」に制限することの是非を議論する場面はまったくなかった⁴。

この後、帰化法は何度も改正されたが、白人条項だけは議論の対象とすらならないままであった。それが大きな問題として浮上するのは、南北戦争に成立した合衆国憲法第14修正から派生した政治問題であった。第14修正は奴隷制から解放されたアフリカ系アメリカ人の生得市民権（合衆国の法域内で出生した者の市民権）と帰化市民権を認めたが、そのことは帰化権を「白人」に限定した帰化法と矛盾したのである。そこで、浮上したのが第14修正帰化条項の法制化、すなわち帰化法の改正である⁵。それまでの帰化諸法は改正され、帰化の資格に「アフリカ生まれの人間とその子孫」であることを加えた1870年帰化法が成立したが、その審議において、奴隷制廃止運動の急進派のリーダーであった上院議員が帰化要件から「白人」の語を削除することを提案し、それが中国人を「アメリカ人」の境界内に編入することを意味したために審議は大いに紛糾し、結局中国人の帰化は明確に否定された⁶。

二元的人種観と帰化不能外国人

1870年帰化法、特にその審議中の激しい議論は、建国期から顕在していた排外主義を再確認するとともに、後世に2つの重大な影響を与えることとなった。1つは、帰化権を白人と黒人だけに限定することによって、二元的な人種観の定着をもたらしたことである。1790年から1870年までに成立した数々の帰化法はいずれも「白人」とはだれのことを定義しなかった。そのために、1870年帰化法成立のあと、自分は「白人」であるとして帰化権を要求する訴訟が

連邦裁判所に持ち込まれることになる。この人種的帰化要件訴訟（racial prerequisite cases）の代表的研究を著したイアン・ロペスによれば、1878年から1952年（帰化要件から人種という要因を取り除いた移民国籍法が成立した年）までの間に52件の人種的帰化要件訴訟が行われた。52件中、1件を除いてすべて帰化権要求の根拠を自分の「白人性」に拠っていたという⁷。判決を書く裁判官は、判決理由を述べる必要があり、合衆国立法府が怠った「白人」の定義を裁判官が行うことになったのである。現代の科学の知見では、「人種」の科学的判定は不可能と言うことになっており、立法府が怠り、科学の手に負えないような人種の判定という不可能な作業を行った裁判官たちの混乱は想像に難くない。

1870年帰化法がもたらしたもう1つの重大な意義は「帰化不能外国人」を造り出したことである。帰化権から締め出された在米中国人は、二元的人種観の中に居場所を失い、「帰化不能外国人」という法的地位を与えられ、その後の徹底的した合法的差別の対象となった。中国人の移民と帰化の両方を禁じた1882年中国人排斥法は、合衆国議会初の人種差別に基づく反中国人移民立法であり、さらに、差別対象を法令名に明記した唯一の連邦法である。その被害者の列に日本人移民は同じアジア出身移民としてやすやすと列せられてしまう。13万人におよぶ日本国籍の日系移民一世とその子弟である日系アメリカ人米国民の憲法上の権利と保障を簡単に奪い、第二次世界大戦中の数年間、憲法に定められた手続きを完全に無視して砂漠の強制収容所に彼らを監禁した行為は、「帰化不能外国人」の法的地位なしには考えられない。

排外主義は続く

1920年代と30年代は、反移民感情がいつそう高まり、連邦レベルでは排外主義を反映した移民法が、州レベルでは外国人土地法が次々に成立する。排外主義を最も露骨に表した1924年移民法は、(1) 移民国別割り当てで東欧・南欧諸国からの移民を冷遇して西欧・北欧諸国からの移民を優遇し、(2) アジアからの移民を全面的に禁止し、(3) 西半球からの移民は国別割り当てから除外し、数量制限なしとした（ただし、移民全体の数量規制は存在）⁸。同じ年には国境警備対が創設され、入国してくる貧しいメキシコ人労働者の取り締まりが始まった。

このような排外主義的立法を、ユダヤ人取り締まりの決め手としてお手本にしたのが、ナチス・ドイツである。そもそも、帰化の要件に人種という基準を用いたのは、米国を除けばナチス時代のドイツとその衛星国だけであるが⁹、そのナチス・ドイツがユダヤ人取り締まりのためにお手本にしたのがアメリカの人種関連法であった。ヒトラーや、ナチス・ドイツの若くて優秀な法学者らが、アメリカの人種関連法を如何に称賛し、参考にしたかについての比較法および外国研究のホイットマン教授による研究は衝撃的である¹⁰。

トランプ大統領の当選前および当選後の分断を招く排外主義的言動は、メキシコとの国境の壁建設、イスラム教徒入国禁止令、憲法第14修正の修正運動、そして民主党州知事による経済活動自粛要請に対する攻撃と枚挙にいとまがない。恐ろしいのはそれらの排外的で危険な言動に熱烈な支持者が多いことである¹¹。この排外主義はトランプが発明したものではない。彼の言動は、建国以前からの排外主義の息の長い継続とその強烈な表出に過ぎない。

（天理大学国際学部教授・天理大学アメリカス学会副会長）

[注]

- 1 藤田孝典「現金一律 10 万円給付が始まる前に考えておきたいこと—確実にあなたのもとにお金が来るように—」、2020 年 4 月 7 日、Yahoo ! ニュース：<https://news.yahoo.co.jp/byline/fujitatakanori/20200417-00173722/>; Accessed: April 19, 2020.
- 2 Catherline Rampell, “America has always been hostile to immigrants,” August 27, 2015, *The Washington Post*: https://www.washingtonpost.com/opinions/from-benjamin-franklin-to-trump-the-history-of-americas-nativist-streak/2015/08/27/d41f9f26-4cf9-11e5-84df-923b3ef1a64b_story.html?utm_term=.1e97f680a21c; Accessed: April 14, 2019.
- 3 Catherline Rampell, Washington Post columnist, “Founding Fathers, Trashing Immigrants,” August 28, 2015, *The Washington Post*: https://www.washingtonpost.com/news/rampage/wp/2015/08/28/founding-fathers-trashing-immigrants/?utm_term=.cdb9d7380921; Accessed: April 14, 2019.
- 4 山倉明弘、「米国市民権の境界の設定—1790 年帰化法の長い影—」『アメリカス研究』、第 21 号、2016 年、29、37 頁。
- 5 筆者は現在、そのことを論じる「アメリカ人の境界—1870 年帰化法と非白人編入—」を準備している。
- 6 Martin B. Gold, *Forbidden Citizens: Chinese Exclusion and the U.S. Congress: A Legislative History* (Alexandria, VA: TheCapital.Net, 2012), 1-32.
- 7 Ian F. Haney López, *White by Law: The Legal Construction of Race* (New York: New York University Press, 1996), 4. 49
- 8 Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (Princeton: Princeton University Press, 2004), 3.
- 9 Charles Gordon, “The Racial Barrier to American Citizenship,” *University of Pennsylvania Law Review* 96:3 (March 1945), 251.
- 10 James Q. Whitman, *Hitler’s American Model: The United States and the Making of Nazi Race Law* (Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2017; 2018), passim, especially, 2, 45-46.
- 11 この 3 月 9 日に行われたある世論調査では、自分か自分の知っている人が感染することを懸念している人の割合は、民主党支持者では 68% であるのに対し、共和党支持者では 35% であるという。トランプ支持者の感染する確率は民主党支持者より高いことになるが、コロナウイルスは感染者を選ばないところが恐ろしい。Fintan O’Toole, “Vector in Chief,” May 14, 2020, *New York Review of Books*: https://www.nybooks.com/articles/2020/05/14/vector-in-chief/?utm_medium=email&utm_campaign=NYSR%20Vector%20in%20Chief&utm_content=NYSR%20Vector%20in%20Chief+CID_bb1d8a0de4284fdcc817a6a1cb711588&utm_source=Newsletter&utm_term=Vector%20in%20Chief; Accessed: April 6, 2020.

Scenery

文学の中のアメリカ生活誌 (73)

新井 正一郎

Evolution (進化論) 1870年から20世紀にかけて、アメリカの文化史上特筆すべきことは、科学の発達、長い間キリスト教教義によってつちかわれてきた人間観を根底からゆさぶったことである。この教義とは、全知全能の神が自らの意志で万物を創造したばかりでなく、人間ひとりひとりのみずからの像に似せ創り、下等な動物と区別する魂を吹き込んだという仮説に立っていた。ところが1859年に、イギリスの博物学者チャールズ・ダーウィンはその著『種の起源』で、環境に最も適した個体が生き残ると説き、人々の心の拠りどころであったキリスト教的信条を完全に否定したのであった。しかも当時のアメリカ社会は前例のない急激な技術革命、爆発的な経済成長などによって、それまでの農民、職人を中心とした農村風の社会から産業的な社会に急激に変貌しようとしていたので、いわば未知の大海を漂う社会に櫓の役目を果たすものが一層必要な時であった。そういうわけで、ダーウィンの説がアメリカに伝えられた当初は、キリスト教を信じる多くのアメリカ人が動揺させられたばかりでなく、宗教の価値を認めていた多くの科学者も猛反発をした。しかしハーバード大学の有名な植物学者エイサ・クレイがダーウィンの説は神の教えを否定するものでないという考えを表明したことを境に、宗教的な信仰を抱いていた科学者たちや進歩的な宗教学者たちを含め多くのアメリカ人がダーウィンの説を認めるようになった。なかでも当時の有力なブルックリンの説教師ヘンリー・ワード・ピッチャーが進化論は神の意図を解釈したものと説いて、進化論の普及に大きな役割を演じた。科学と宗教間の激しい論争は次第に収まり、結局人々、特に繁栄した人たちは進化論の立場から話すようになった。いわく新しい産業社会では、聖書の教えは当てはまらない。ダーウィンの進化論こそ正しい。1870年には evolution と言えばダーウィンの進化論を指すようになった。

すでにふれたように、この時代のアメリカ社会は農業社会から産業的社会に大きく変化していた。自由放任主義経済の生み出した産業の帝王たち、いわゆる泥棒貴族が経済を統制したものの、労働者たち、特に貧困に見切れをつけて蒸気船でニューヨーク港にやってきた従来の移民とは出自、文化背景の異なる新移民は、生存ぎりぎりの安賃金で働き、ニューヨークのイースト・リヴァー沿いのガス工場地区の惨めな、不潔な場所に建てられた安っぽい棟割長屋しか住む所がなかった。その結果、1890年のニューヨークには50万を超える人々がスラム街に住んでいた。それを目にしたニューヨーク市民の気持は、以前より恐ろしいスラムが発生したという感じだった。しかしこのような貧富の差の著しい新しい不穏なアメリカ社会を1870年代に普及した経済的ダーウィニズムの思想と称された社会進化論は進化として容認したので、こ

の時期の若い作家たちは資本主義社会への一つの抗議として、イデオロギーとしての自然主義に傾倒していった。文学上の自然主義とは、文学を方法とテーマにおいて科学的にとらえようとする事だ。それはフランスの作家エミール・ゾラの応用した科学的な決定論によって、環境と遺伝の強力な力が人間を現在のようなあやつり人形にしてしまったとみるのだ。作家はもっぱら実験室で科学的に観察するように、かかる悲惨な社会の出来事や人間の状況をありのままに描くのだ。

アメリカにおける最初の自然主義作家は夭折したスティーヴン・クレイン（1871～1900）である。ジャーナリスト時代に体験したニューヨーク市の悪徳地区バワリー街の生活を題材にした処女作『街の女マギー』（1893）は、クレイン自身が友人ハムリン・ガーランドに送った献本の表紙にしているように、スラム街に住む大輪の花のように美しい、やさしい少女マギーが飲んだくれの母メアリや恋人である兄の友人ピートに捨てられ、街の女と自殺の境遇におしやられる「恐ろしい環境とその決定論的な力」の物語だ。クレインはメアリやピート見世物師の銜気と卑劣さをアイロニカルに描くことで、我々読者がこうした真実を見ようとはしない人々に対してもやさしさとかわりあいの姿勢を持つことを意図している。明らかにこの小説には興味深い技法、クレインの研究者エドウィン・H・キャディのいう瞬間場面による作品構成がある。つまりこの作品の進行は、光の瞬間的場面の連鎖が重要な要因になっているのだ。それがよく提示されているのが17章だ。この章では、時間的場所的背景がすっかり変えられ、それまでの章から区別されている。時間は数か月後のある雨の降る晩であり、場所もアル中の母親の罵声といったそれまでの騒々しい所から暗い街並みに一変する。こうした背景にもマギーの内的状態が暗示されているが、これを端的に反映しているのが、公園の光と暗闇に垣間見る「厚化粧の女」という異様なイメージだ。クレインはここで美しいマギーを名前のない、魂のない人間にしている。名前は自分と他者を分かち重要な標識とみれば、名前を奪われた人間とは魂を失った人間だ。彼女を呼びとめた金持ちらしい若者があわてて身を引くのも、彼女の姿が若者を狼狽させるまでに歪んだものになっているにほかならない。17章は背の高いこの若者をはじめ、9人の男に次々と誘いをかける厚化粧の女性即ちマギーによって進行するが、クレインはその様子をもっぱら大通りや酒場の光に照らされた数コマの瞬間場面によって見せてくれる。かかる映像的技法も自然主義小説としては斬新である。彼女の行動は表面的には一日の行動のようにみえるが、実際は何年かの生活を象徴したものだ。こうして彼女は光の遠のく街並みに吸い込まれていき、凋落の度を強め、最後は川に身を投げる。

（天理大学名誉教授・天理大学アメリカス学会元会長）

山口房司先生ご逝去のお知らせ

天理大学アメリカス学会創立の中心人物で初代会長をお務めになった山口房司先生が本年3月16日に逝去されました。山口先生は、1992（平成4）年4月1日～1999（平成11）年3月31日まで7年間、国際文化学部英米学科教授をお務めになりました。

本学会は1994年に、当時の国際文化学部英米学科、イスパニア学科、ブラジル学科の有志教員を中心に、学外のアメリカ研究・ラテンアメリカ研究の専門家の協力を得て、「天理大学アメリカス研究会」として発足しました。2年後の1996年には活動内容の充実を図るために天理大学アメリカス学会として再出発を行い、同時に、現在第24号を数える年刊学会誌『アメリカス研究』の創刊号を出版しました。こうした本学会黎明期の重要な活動のすべてに重きをなされたのが山口房司先生でした。

アメリカ史研究の中でも合衆国憲政史研究で著名な方で、南北戦争を扱った博士論文が高く評価され、後に出版されています。山口大学を退官された後、大阪経済法科大学に勤務され、その後、天理大学改組のために乞われて、当時の英米学科教授として本学に赴任されました。研究理論、研究史、研究方法の研鑽が不十分だった私はこれ幸いと弟子入りして、アメリカ史やアメリカ・リーガル・ヒストリーの基本をみっちり仕込んで頂きました。

その後私は、1990年代半ばに当時本学と提携関係にあったインディアナ大学の歴史学部研究生として派遣して頂きましたが、歴史学部では、アメリカ史の主要なサブフィールドを毎週その分野の専門家がやってきて紹介する授業に出ていました。なじみのないサブフィールドはさっぱり理解できず、受講が苦痛でした。

ある時に、有名なリーガル・ヒストリアンである教授が授業にやって来て、アメリカ・

リーガル・ヒストリーの歴史と現在を語ってくれました。私はその話がよく分かって、しかも教授の話すことがほとんどストンと胃の腑に落ちる感じがしたのは、自分でも驚くほどでした。山口先生の薫陶を事前に十分に受けていたことが原因としか考えられません。私がアメリカ・リーガル・ヒストリーにはまってしまったのは言うまでもありません。

山口先生は学問の話がとても好きでした。研究理論、研究史、研究方法の話になると、留まるところを知らず、私は時間のたつのを忘れて聞いていました。

学問に関しては絶対的な威厳がおありでしたが、いったん酒が入ると、とたんにどこにでもいるただの酒飲みに変貌されるのには驚きました。でも、研究と飲酒のバランスのとり方が絶妙でした。「今、論文のむつかしいところに差しかかって苦しいんやけど、はようここを抜け出して完成させなアカン。そやないと、酒が飲めへん」とよくおっしゃっていました。論文が完成するまでは酒が飲めないという自ら課した戒めが、研究を駆動していたのです。下戸の私には、こんな動機づけがあるとは思ってもよかったです。

講義と研究以外の時間はいつも飲んでおられたので、天理大学教授時代は一人で電車に乗れませんでした。たぶん、ご自分で切符を買うことも、電車を乗り換えることも難しかったのではないかと思います。大阪のご自宅から天理大学まで出勤されるときは常に奥様がついてこられました。また、アメリカ史研究者なのにアメリカに行ったことがないとのことでした。アメリカに行かずに、あれだけのアメリカ研究ができるんだと驚嘆したものです。

また、パソコンもお使いになりませんでした。そのくせ、「今取り組んでいるテーマなあ、頭の中では最後まで書ききった。あとは原稿用紙に写すだけや」とぼそっとおっしゃったときは、世の中にこんなすごい頭脳があるのだと驚いたものです。

介護付きの老人ホームへ移られた後、何度か学問の話を伺いに訪問しましたが、申し訳程度の手紙しかありませんでした。それでも『アメリカス研究』には何年か続けて寄稿されていました。個人研究室にぎっしりと入れた研究書や資料で武装して原稿を書いている私には、一体この方の頭の中はどうなっているのかと不思議でなりませんでした。

お伺いすると、きまってアメリカス学会の先生たちはどうされているか、英米学科の先生方はどうされているか、山倉は今何の研究をしているかの3点は必ずお尋ねになり、その後はずっと学問の話でした。私が帰るときは必ず、「今日は久しぶりに学問の話ができてよかった」とうれしそうにおっしゃいました。

学問の世界は急速に変わりつつあると思います。私は限られた時間、乏しい資金、それに体力を駆使してアメリカをあちこちと周り、一次資料を収集してきましたが、すべてとは言わなくとも、一次資料の多くがネット上で、それも無料で公開されるようになってきました。新型コロナウイルス感染症対策として、学問・研究の世界にもオンライン化の波が押し寄せています。

こんな時代にも、山口先生タイプの頭脳は、ますます有用だろうと思います。情報が入手しやすくなれば、あとはそれをどう使うかだからです。オンライン情報と山口流学問の融合をめざします。(山倉)

お知らせ

◇天理大学アメリカス学会は、7月11日(土)に2020年度夏期研究発表会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症のために中止致します。毎年、楽しみにされていて熱心にご参加くださる会員の皆様と、鋭意研究発表の準備をしてくださった会員諸氏にはまことに申し訳ないことで、心からお詫び申し上げます。

アメリカス学会としては、やがて通常の学会活動が再開できる日に備えて怠りなく準備をしておりますので、会員諸氏の皆様には、今後とも学会活動にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇各種学術イベントの中止・延期が続いている昨今ですが、学会誌『アメリカス研究』第25号(電子ジャーナル)は本年11月末の刊行をめざして準備を開始しております。ご投稿をお考えの会員諸氏におかれましては投稿規定ならびに執筆要項を学会ウェブサイト上にて7月初旬にはご案内させていただく予定です。この機会に日頃のご研究成果をぜひともお寄せいただければ幸いです。

編集後記

◇お詫びと訂正：前号巻頭言の執筆者名に誤りがございました(本学会ウェブページでは既に訂正済みです)。下記の通り訂正させていただきますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

朝香幸枝 → 浅香幸枝

◇当学会の年会費は一般会員は、5,000円です(入会金はありません)。なお、一般会員とは別に、賛助会員を募集致しております。賛助会員の会費は年1口3万円です。

天理大学アメリカス学会に関するお問い合わせは下記へお申し出ください。

天理大学アメリカス学会ニューズレター

(No. 82 : 2020年6月17日発行)

発行者：初谷謙次

〒632-8510 天理市杣之内町1050

天理大学アメリカス学会

電話：0743-63-9076

Fax : 0743-62-1965

e-mail: tuaas@sta.tenri-u.ac.jp

<http://www.tenri-u.ac.jp/tngai/americas/>